

飯能市
自由テーマ型民間提案制度

【ガイドライン】

令和8年6月策定

目次

I 基本的な考え方

- 1 現状と課題
- 2 自由テーマ型民間提案制度の目的
- 3 民間提案制度の仕組み

II 基本的な手順等

- 1 民間提案制度の流れ
 - (1)提案募集する事業の決定
 - (2)自由テーマ型民間提案制度選定委員会の設置
 - (3)募集要領等の作成
 - (4)募集要領等の公表
 - (5)事前相談等の実施
 - (6)提案の受付
 - (7)資格審査
 - (8)提案審査
 - (9)交渉事業者の選定
 - (10)審査結果の通知
 - (11)協議・調整
 - (12)契約締結等
- 2 提案書類等
 - (1)提案書の記載内容
 - (2)添付書類
- 3 選定委員会
 - (1)選定委員会の構成員
 - (2)選定委員会の役割
- 4 評価基準

I 基本的な考え方

1 現状と課題

本市では、令和8年3月に策定した「第6次飯能市総合振興計画」（以下「総合振興計画」という。）において、10年後の将来都市像を「人・自然・未来がつながる 森林文化都市 はんのう 〜好循環を育む ずっと暮らしたいまち〜」とし、効率的かつ計画的に施策を推進しているところです。

こうした中、「飯能市市有資産に関する民間事業者提案制度ガイドライン」を平成29年9月（平成30年4月改訂）に策定し、官民連携・民間活力の導入を強く推進してきましたが、提案に係る資料作成や詳細検討等の要求が多く、提案事業者の負担が重いことから、参画意欲を減少させてしまい民間事業者の負担を可能な限り軽減することが求められています。

このような状況を背景に、令和7年10月に「飯能市と民間事業者との公民連携の基本方針」を策定し、公民連携の効果を最大化するたの方針を掲げました。この基本方針の実現のため、市が行う事業及び市が所有する資産等について、民間事業者の参入意欲の向上を図り、民間事業者のノウハウを発揮した自由度の高い有益な提案を受け、民間事業者との連携を深化させることが重要であると考えます。

2 自由テーマ型民間提案制度の目的

本市では、民間事業者のノウハウを発揮した自由度の高い有益な提案を幅広く募集するため、自由テーマ型民間提案制度（以下「民間提案制度」という。）を導入します。

この制度により、「市民良し、民間事業者良し、行政良し」のいわゆる「三方良し」の実現を目指します。

行政（持続可能な行政運営）

- ・行政課題の解決
- ・業務の効率化
- ・資産の有効活用

事業者（新たなビジネスチャンスの創出）

- ・自由な発想で提案
- ・ビジネスチャンス
- ・アイデア、ノウハウを知的財産として保護
- ・事業化が決定した際の契約を補償

市民（市民サービスの最適化）

- ・市民サービスの向上
- ・生産性の向上

3 民間提案制度の仕組み

本市では、平成29年9月（平成30年4月改訂）に策定した飯能市市有資産に関する民間事業者提案制度ガイドラインに基づく「公募型プロポーザル」のほかに本ガイドラインに基づく「民間提案制度」を導入します。

2つの方式の運用については、以下を参考に目的に沿った方式を選択します。

制度	飯能市自由テーマ型民間提案制度 【ガイドライン】	飯能市市有資産に関する民間事業者 提案制度【ガイドライン】
課題	・施設等の活用目的が決まっていない ・課題解決の方法が分からない	・施設等の活用目的が決まっている ・課題解決の方法が明確
対象資産	テーマ設定＋α（自由なテーマ）	市有資産にテーマを限定
提案の保護	知的財産として保護	明確な位置付けなし
仕様	仕様が定まらず性能発注を行う	事業者の企画や発想、技術力や実績等に基づいて業務の実施方法等の仕様を決定する方が、優れた成果が期待できる業務
事業構築	市と提案採択者の二者で構築	市が構築
費用負担	原則市の新たな費用負担がない	原則市の費用負担がある

（１）民間提案制度の対象

ア 市が行うすべての事務事業等

- ・対象を施設に限定せず自由なテーマで提案を募集
- ・最低限の条件以外の規制を極力せず、民間の自由度を高める

イ 原則、市に新たな財政負担を生じさせないもの

- ・事業化に当たっては自らの提案によって資金調達・報酬を得る

例 市の現行予算を提案に充当

光熱水費・保守費等の現行予算の削減相当額を提案に充当

貸付料・広告料（ネーミングライツ含む）を提案に充当

ウ 市民サービスや行政の生産性の向上につながるもの

- ・未利用資産等の有効活用
- ・作業効率化によるサービスの向上

（２）提案事業者の要件

提案事業者は、提案した事業を自らが実現することができる企画力、技術力、資金力、経営能力等を有している事業者とし、次の欠格要件に該当しない者としします。

なお、事業者とは、事業を行う法人をいいます。

【欠格要件】

- ① 「地方自治法施行令」第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当する者

- ② 次の申立てがなされている者
 - a 「破産法」第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - b 「会社更生法」第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - c 「民事再生法」第21条の規定による再生手続の申立て
- ③ 「飯能市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条の規定に基づき、現に指名停止措置を受けている者
- ④ 当該提案者に係る税に滞納がある者
- ⑤ 次に該当する者
 - a 役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - b 暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

Ⅱ 基本的な手順等

1 民間提案制度の流れ

（１）提案募集する事業等の決定

市は、毎年度民間事業者に提案を求める事業等を選定します。

（２）自由テーマ型民間提案制度選定委員会の設置

市は、多角的な観点から審査を行うため、関係する部署の職員で構成する自由テーマ型民間提案制度選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

（３）募集要領等の作成

市は、提案事業に関する募集要領及び評価基準等を作成し、選定委員会で内容を確認します。

（４）募集要領等の公表

市は、募集要領等を市ホームページ等で公表します。

(5) 事前相談等の実施

提案事業者が事業の提案をするに当たり、市は事前相談または問い合わせ対応の機会を設けます。提案事業者から現地確認の要望がある場合には、市は必要に応じてそれに応じることとします。

(6) 提案の受付

提案事業者は、市ホームページ等に表示された募集期間内に参加表明書、提案書及びその他必要な書類（以下「提案書類等」という。）を添付し、市に提出します。

(7) 資格審査

市は、提案事業者が提案者の要件を満たしているかどうか書類で確認し、要件等を満たしていることを確認できた場合に書類を受理します。

(8) 提案審査

選定委員会は、書類審査のほか、必要に応じて提案事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で、評価基準に基づき審査を行います。

(9) 交渉事業者の選定

選定委員会での審査結果に基づき、交渉事業者を選定します。

(10) 審査結果の通知

選定委員会で審査した結果をすべての提案事業者に通知します。

(11) 協議・調整

ア 市は、交渉事業者と提案を受けた事業の内容や契約等について協議・調整を行います。

イ 協議等は、原則として交渉事業者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は交渉事業者の負担とします。

ウ 事業実施に向け、必要に応じて提案内容の効果や課題などを導入前に把握する機会として、トライアルサウンディング（社会実験）を実施します。

(12) 契約締結等

ア 提案内容について、市と交渉事業者との間で協議が整わない場合は事業化を見送ることになります。

イ 市と交渉事業者との間で協議が整った場合は、契約締結等の手続きを行います。

なお、提案内容に予算を伴うもの等については、議会の議決を得るなど、別途手続きが必要になり、議会の承認が得られない場合は本件の事業化はされません。

ウ 複数年度の事業提案については、飯能市と交渉事業者の間で協定を結ぶこととなります。

エ 契約は概ね次に定める時期に契約を締結します。

- ① 市議会の議決が必要な場合
議会の議決後、速やかに締結します。
- ② 予算措置が必要な場合
予算措置後、速やかに締結します。
- ③ ①又は②に該当しない場合
詳細協議による合意後、速やかに締結します。

2 提案書類等

提案書の内容や添付書類等については、以下を参考に募集要領等に定めます。

(1) 提案書の記載内容

- ①事業概要（事業の全体像、事業手法等）
- ②提案理由（課題や市の要望に対する解決策等）
- ③事業内容（建設、維持管理、運営、所有、事業体系、事業計画等）
- ④事業規模（概算事業費、人員配置、施設規模等）
- ⑤提供される技術や方策（建設や運営に関するノウハウ、地域活性化の内容等）
- ⑥その他特記すべき事項

(2) 添付書類

- ①登記事項証明書
- ②印鑑証明書の写し
- ③組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ④設立趣旨、事業内容のパンフレットなど、概要が分かるもの
- ⑤各種税において滞納がないことの証明
- ⑥収支決算書
- ⑦役員名簿及び履歴書（法人の場合）
- ⑧その他市長が必要と認める書類

3 選定委員会

選定委員会は、以下を参考に公募案件ごとに選定委員会を設置します。

(1) 選定委員会の構成員

選定委員会の委員は、市の関係する部署の部長又は課長級職員で構成します。

(2) 選定委員会の役割

- ①募集要領、評価基準等の確認
- ②提案を受けた事業の提案審査
- ③交渉事業者の選定

4 評価基準

提案を受けた事業について、公平かつ公正に評価するため評価基準を設定し、点数により評価します。評価基準の設定に当たっては、事業の実現性、有益性及び妥当性を必須項目として評価します。募集事業の内容に応じて追加する項目は募集要項に定めます。

評価の必須項目

項目	評価の視点
実現性	①提案事業の実現可能性 ②事業収支計画 ③管理体制 など
有益性	①事業の効果 ②財源確保、財政負担の軽減 ③地域活性化等 など
妥当性	①関係する計画との整合性 ②法令等の遵守 など